

特 記 仕 様 書

工事名称	中央公民館長寿命化改修工事（その１）ＥＶ設備工事
工事場所	三原市円一町二丁目
工事内容	中央公民館（昭和56年建築）における、ＥＶ設備を長寿命化改修する。 【工事概要】 ・エレベーターの改修工事
準 則	公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、建築物解体工事共通仕様書（各 最新版 国土交通省官房官庁営繕部監修）に基づき施工する。
別途発注工事	・中央公民館長寿命化改修工事（その1）建築主体工事 ・中央公民館長寿命化改修工事（その1）電気設備工事 ・中央公民館長寿命化改修工事（その1）機械設備工事
支払条件等	前払金及び中間前金払・部分払等の支払について、令和8年度は契約金額の10分の4以内の額とする。
関係法令等	本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。 ・建築基準法、同施行令、同施行規則 ・消防法、同施行令 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則 ・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則 ・建設業法、同施行令、同施行規則 ・建設工事公衆災害防止対策要綱 ・石綿障害予防規則 ・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法 ・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令 ・その他関係法令
疑義変更	本設計図書は、設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。 施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらにおいて受注金額の増減はなきものとする。 本設計図書と不整合が確認されて設計変更（増額）が必要な場合は、その変更数量が確認できる根拠としての写真などの記録が存在し、かつ監督員に承認されたもの以外は認められない。
提出書類	施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。 商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けること。 設計図書に定める品質及び性能を有することについて、証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けること。
工 期	本工事は請負契約締結の後、令和9年11月29日をもって工期とする。 このうち検査期間として13日間を見込んでいる。（工事の完成通知予定日は令和9年11月16日） （現場の作業完了予定見込み：令和9年11月1日）
留意事項	・図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。 ・入札に先立ち、現地調査を十分に行うこと。質疑がある場合は入札前に確認すること。 ・作業日は、原則、月曜日から金曜日とし、土曜日及び日曜日は休工日とすること。 ・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

- ・本工事は「発注者指定型」による週休2日適用工事の対象工事であり、「三原市週休2日適用工事等実施要領（建築工事）」（令和7年6月24日改定）により工事を行うこと。
- ・工事着手前までに「週休2日適用工事」または「週休2日交代制適用工事」に取り組むことを工事打合せ簿にて提出すること。
- ・「週休2日適用工事」または「週休2日交代制適用工事」である旨の表示を工事現場に設置すること。
- ・月単位の週休2日適用工事を達成できなくなった場合は、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費を減額する。
- ・当該施設の営業及び運営等への支障を最小限にするため、工事工程及び作業手順等は最大限の配慮をすること。
- ・当該施設的全館休館期間は、令和9年5月1日から同年9月30日（5ヶ月）を予定している。現場の工事着手は、全館休館期間より2ヶ月程度前からを想定している。
- ・本工事は一部居ながら工事とし、必要に応じて施設使用者の通行制限を行うこととする。工事の詳細については、事前に施設管理者等への説明を行って承諾を得ること。
- ・デジタル化を積極的に推進すること。
- ・生成AIを積極的に活用して工事を進めること。提出書類については、必ず生成AIによるチェックを行った上で提出すること。
- ・定例会議の頻度と方法は協議による。
- ・紙資料の削減を目的として、電子機器の利用を主とすること。
- ・定例会の資料は、電子データを原則とすること。
- ・受注者は各定例会の前日までに必要な資料を所定の場所に提出すること。
- ・受注者は各定例会後の5日以内に議事録を作成して、所定の場所に提出し、出席者に内容を共有すること。
- ・著しい騒音・振動等の発生が予想される作業については、施設の使用時間を避けるなど配慮して作業をするように計画すること。また、施設使用者の動線作業についても配慮すること。
- ・騒音・振動等の発生が予想される作業を含めた工事全般について、近接の学校と協議の上でなるべく児童等に配慮した作業計画すること。授業時間等に十分配慮して作業すること。
- ・着手にあたり、工事着手前の周辺道路や近隣敷地の状況を写真等により記録しておくこと。
- ・近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。
- ・近隣において、その他の工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。
- ・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音・振動・粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
- ・使用する建設機械については、原則、「低騒音型、低振動型建設機械」として国土交通省の指定を受けた機械を選定して使用すること。これが確認できる資料を施工計画書で示すこと。なお、事情により使用が難しい場合は監督員との協議を行うこと。
- ・解体工事・アンカー工事等の騒音・振動・粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法等を最大限配慮した計画により作業を行うこと。
- ・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水を行う等して、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
- ・騒音については、騒音規制法(特定建設作業)により、工事中の作業音は許容限度である85デシベルを厳守すること。工事により著しい作業音の発生が想定される期間については、騒音計による記録を行うこと。
- ・振動については、振動規制法(特定建設作業)により、工事中の作業振動は許容限度である75デシベルを厳守すること。工事により著しい作業振動の発生が想定される期間については、振動計による記録を行うこと。
- ・施工箇所周囲の備品・機器等については、粉塵対策として養生及び清掃等を確実に行うこと。養生や移動を行う場合は、事前に施設管理者または所有者に連絡すること。
- ・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、現状復旧に努めること。
- ・周辺道路の保全及び清掃については常に注意を払って監視をし、定期的に清掃を行うこと。
- ・基礎解体、新設部分の敷地境界付近には仮囲い（高さ3m以上）を設置すること。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のために、必要に応じて監督員が指示する範囲にバリケード等を設置すること。
- ・工事期間中は、工事用出入口に交通誘導員を常時配置し、付近の交通の安全を図ること。その他、必要な場所に交通誘導員を配置し、事故及び危険防止に努めること。
- ・交通誘導員は本工事で見込んでいる。実施数量が設計数量に満たない場合は設計変更（減額）の対象とする。
- ・工事車両の通行については、近隣住民及び通学児童等の安全を最優先すること。
- ・工事車両は、幅員の広い道路の通行を基本とし、住宅地内などの狭い道を抜け道として使用しないこと。工事車両の周辺の通行経路については、工事着手前に発注者の了承を得ること。
- ・敷地への車両動線については、左折入場、左折退場を徹底すること。

- ・特殊車両の搬出入の有無については、工事着手前に発注者に報告すること。
- ・特殊車両の搬出入を夜間や早朝に行う必要がある場合は、発注者との協議の上で、事前に近隣住民等へ案内文のポスティング等を行うこと。
- ・工事車両は、場内を5 k m/h 以下で徐行すること。場内に注意喚起表示を行うこと。
- ・場内に喫煙所を設ける場合は、施設使用者と近隣住民へ配慮し、設置位置と使用方法を協議してから設けること。使用方法を作業員に周知徹底すること。
- ・工事区域内の残置する設備配管・配線等については、事前に位置を確認してから作業を行うこと。事前調査記録を作成すること。
- ・監視カメラ・仮設照明・養生用鉄板を適切に設置すること。
- ・敷地の出入口付近には、高圧洗浄機・水中ポンプ・ノッチタンク等を適切に設置すること。工事車両のタイヤ洗浄等により、道路を汚さないように配慮すること。
- ・工事中の雨水・湧水・洗浄水等の排水については、ノッチタンクによる汚泥等の処理を行う等した上で、適切に排水すること。定期的にpHを測定し、必要に応じて適宜中和を行うこと。
- ・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
- ・仮囲い、足場、山留、型枠支保工、構台等の仮設については、施工者が計算等により責任をもって決定し、計画通りに施工すること。仮設置期間は日常点検を行い、記録に残すこと。
- ・図面等に示されている仮設等についても、必ず受注者で安全性や施工性等を検証すること。受注者が責任をもって設置、施工すること。
- ・足場設置期間中は、シート等の飛散が無いように定期的に点検を行うこと。
- ・台風等の強風等異常気象が見込まれる場合は、事前に足場等の養生シートを折りたたむなど対策を施すこと。また、必要に応じて現場巡視と災害防止対策を行うこと。
- ・足場については、交差筋交い及び外部シートとは別に、高さ15センチメートル以上の幅木を外部・内部の両側に設置すること。（※労働安全衛生法の基準以上の足場とし、安全に配慮する。）
- ・足場については、必要に応じて朝顔を設置すること。
- ・足場については「手すり先行工法等に関するガイドライン」における「手すり先行工法等に関する基準」、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する施工方法にて設置、解体をすること。（親綱は手摺とは扱わない。）
- ・外部足場等に過剰な宣伝広告はしないこと。
- ・工事に係る電気、水道及び下水道使用料金等は受注者の負担とする。
- ・工事の要求に必要な仮設は、工事に含むものとする。
- ・重機が転倒しないように事前検討を行い、安全に作業を行うこと。
- ・配筋検査は、受注者による自主検査を行ったうえ、監理者及び監督員による検査を受検すること。なお、これらの検査は、種類・径・数量についての全数検査を行うこと。
- ・配筋検査前に、上記内容はもとより、継手定着長さ・位置、かぶり厚さ、鉄筋のあき寸法など、設計図書通りに施工されていることを確認してから検査に臨むこと。
- ・コンクリートの調合は、標準仕様書に基づき構造体強度補正を見込む。（原則、外構工事を含む。無筋コンクリートは除く。）
- ・コンクリート打設後の所定期間中は、散水等による湿潤養生を適切に行うこと。
- ・雨水の浸入を防止する部分、屋根、外壁又はこれらの開口部に設ける戸、枠その他の建具周り等からの雨水の浸入に関する瑕疵については、引渡しの日から10年間責任を負うこと。このことについて、保証書を作成して提出すること。（改修工事については、本工事の範囲）
- ・図面に水勾配がある箇所については、施工図に勾配のパーセントを記載すると共に、完成図にも勾配のパーセントを計測して記載すること。計測する箇所については監督員と協議すること。
- ・塗装の下塗り、中塗り、上塗りは原則的に色を塗り分けること。
- ・改修した防火設備の作動状況の確認及び連動する煙感知器等の作動状況の確認については、資格者（建築基準法第12条4項）による総合試験とすること。
- ・本敷地は、土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域（自然由来特例）」の指定を受けている。
- ・土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（最新版）に沿って作業をすること。
- ・土地の形質を変更する際、汚染の拡散を防ぐため、広島県へ「土地の形質の変更の届出」が必要となる。
- ・土壤汚染対策法に基づく指定区域外への汚染拡散を防ぐための対策を行い、施工すること。
- ・本工事には、土砂（汚染土）の搬出を見込んでいない（一部汚染廃棄物を除く）。掘削した汚染土については、汚染の拡散を防ぐ対策をした上で場内に保管し、埋戻土として再利用すること。既存砂利地業についても再利用すること。（杭施工に伴う汚泥を除く）
- ・土砂（汚染土）に接している既存コンクリートや既存アスファルト等の処分は、洗浄して処分すること。

- ・土壌汚染対策法に基づく指定区域であることを作業員に十分周知をして適切に作業を行うこと。
- ・「①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの」、「②建築物を改造し、または補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの」、「③工作物を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの」については、事前調査結果を労働基準監督署及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課に石綿等に関する事項を報告すること。
- ・石綿含有建材の調査（書面・目視調査、分析調査調査及び検体採取を含む）について、工事着手前までに一般建築物石綿含有建材調査者、または特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。
- ・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令（令和3年4月1日施行）に基づくこと。
- ・作業員に対して、新規入場教育時に石綿含有建材の使用位置を確認させること。
- ・石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル(最新版)に基づくこと。
- ・石綿含有建材の除去専門業者については、建設技術審査証明協議会による「建設技術審査証明事業」の提出、又は本工事に相応した技術を有することが分かる施工実績証明等が確認できること。
- ・石綿含有建材の除去作業者については、一般健康診断・石綿健康診断・じん肺健康診断の3種類を定期的に受診していることが確認できること。
- ・石綿を含有する建築物の解体等を行う際には届出を行うこと。レベル1・2については「工事計画届」「特定粉じん排出等作業届書」「事前届出の実施」「建築物解体等作業届」等遅滞なく提出すること。
- ・仮使用申請、道路使用、道路改築申請等の工事に必要な各種手続きは、受注者の負担により遅滞なく行うこと。
- ・昇降機その他の建築設備について、計画通知等の申請手続き等を行うこと。
- ・その他、工事に伴う官公庁等への手続きは、受注者により遅滞なく行うこと。この時、各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
- ・工程計画、取り扱い工事及び工事用車両の出入り等については、当該別途契約の工事関係者と互いに協力し合い、相互の工事を考慮した上で十分調整し、工事の円滑な施工に務めること。
- ・足場、交通誘導員、工事関係者駐車場用地等は、建築主体工事に見込んでいるが、別途発注工事業者も使用できるものとする。（維持管理上必要な費用は、各業者で協議の上分担すること。）
- ・品質証明員（技術士、1級施工管理技士もしくは1級建築士の資格を有するもので、当該工事に従事していない者）を定める場合は、「総合施工計画書」に品質証明計画と品質証明員の氏名・資格を記載し、資格証明書の写しを添付すること。
- ・品質証明員を定める場合は、品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般に行うこと。また、社内検査を実施し、報告書等を適宜提出すること。
- ・大雨等の警報が発令した場合、また台風及び強風等による自然災害の発生が予測される場合は、現場代理人等は現場事務所等待機のうち、現場及び周囲の巡回を行うとともに必要に応じて対策を講じ報告すること。
- ・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ理由を添えて発注者の承認を受けること。（理由については、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注できない具体的な理由を明記すること。）
- ・広島県工事中情報共有システムを利用すること。なお、本工事にシステム利用料金を見込む。
- ・各工程の状況（写真、進捗率等を月2回程度）を工事中情報共有システムの連絡事項にて報告すること。
- ・工事書類については、工事中情報共有システムの決裁データ等を整理して、CD-R又はDVD-R（2部）にて提出すること。
- ・書面での提出が必要なもの（建退共の掛金収納書、試験結果、保証書等）については、PDFを工事中情報共有システムで提出し、別に書面提出ファイルとしてまとめて提出すること。
- ・完成写真（竣工写真）の撮影を外注する場合は、撮影データを三原市が利用することについての承諾書を提出すること。（押印した原本）
- ・製本図面（A3縮小版・二つ折り）として完成図を3部提出すること。
- ・以下の設計図面は、A2判をA3判に縮小している。（縮小率約70.7%）

中央公民館長寿命化改修工事（その１）EV設備工事

設計図



中電技術コンサルタント株式会社

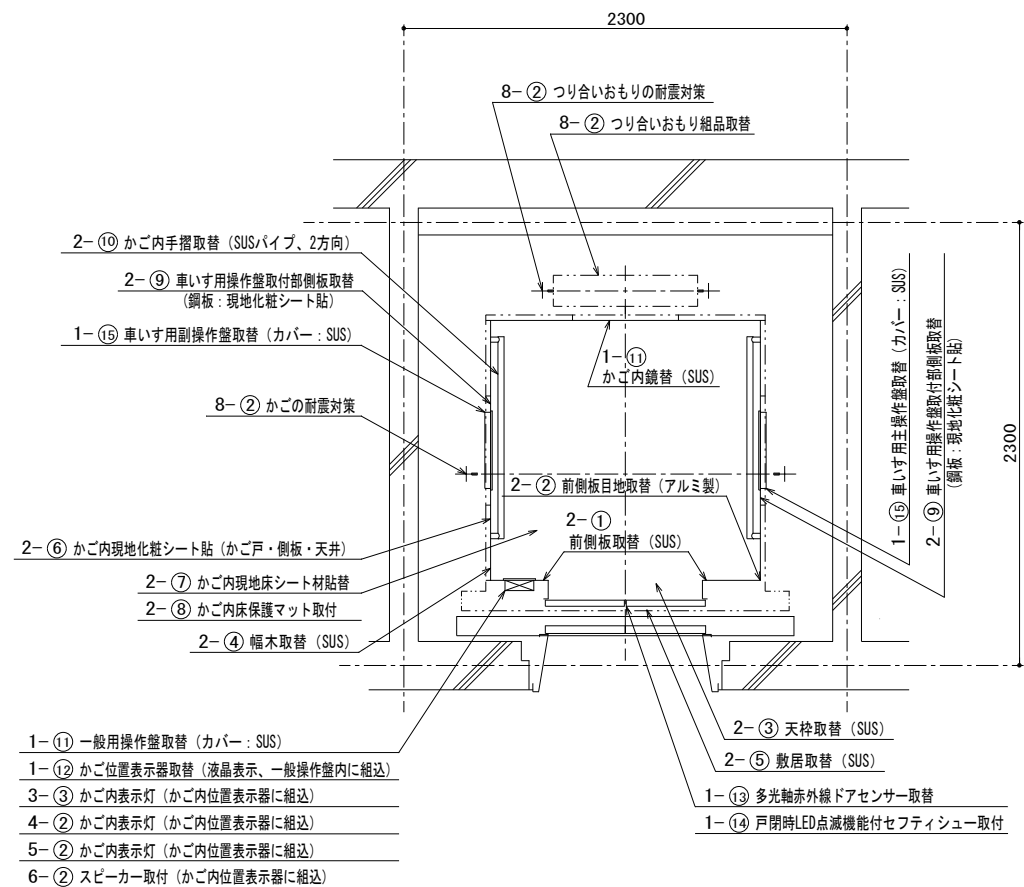
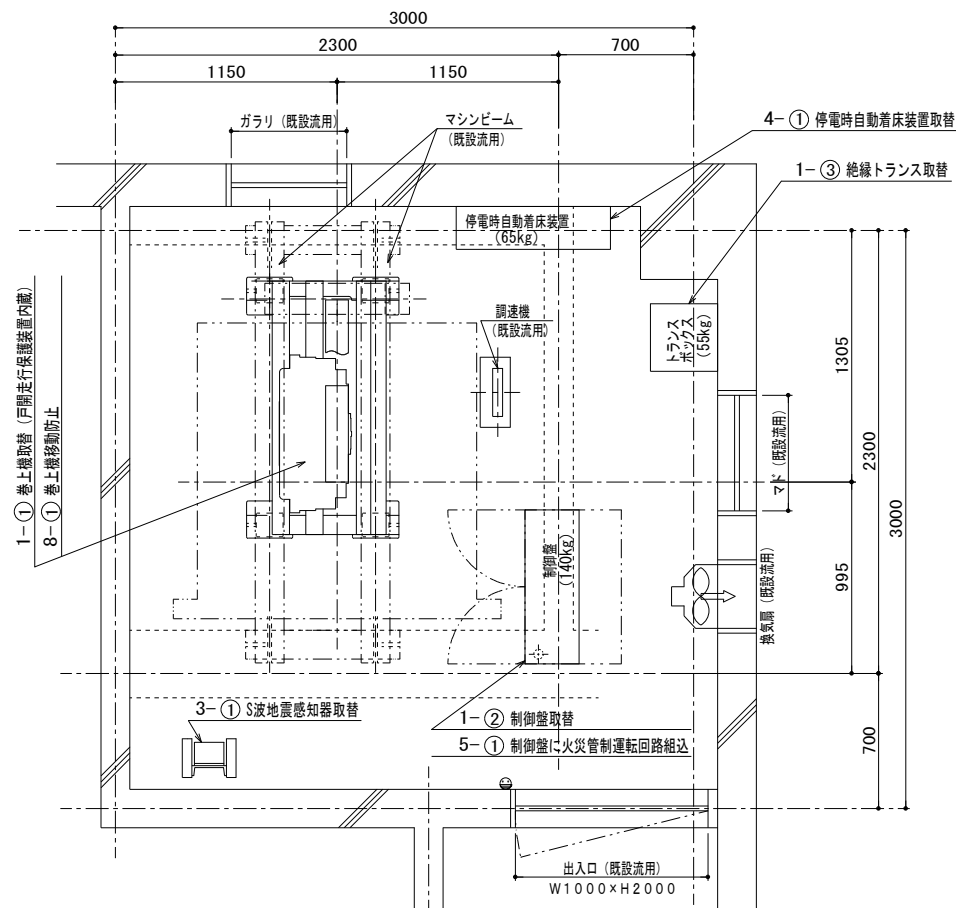
CHUDEN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

[illegible]

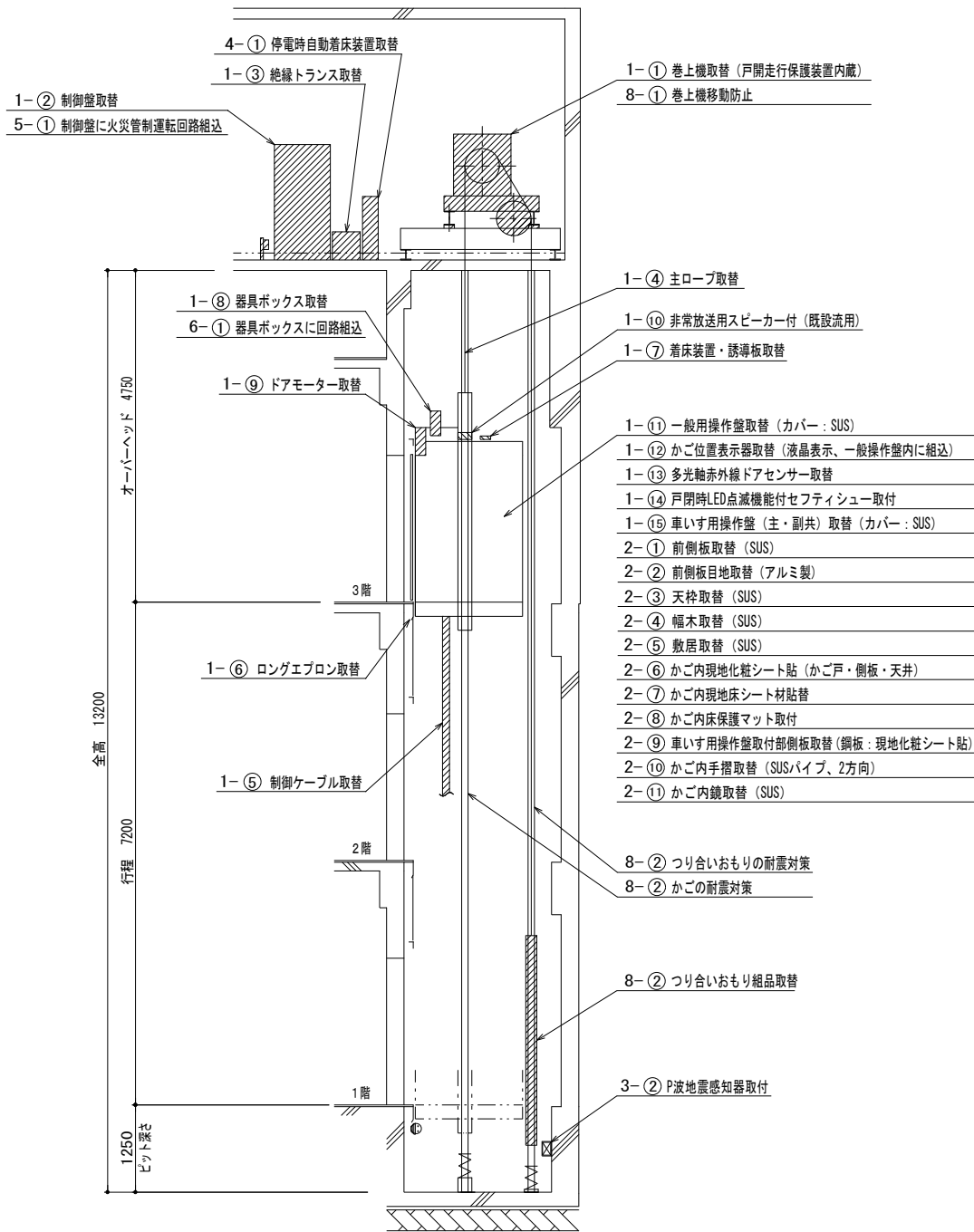
エレベーター仕様		
	既設エレベーター	改修後エレベーター
型式用途	P-11-C045（乗用）	V07iGL（P-11-C045）（乗用）
定格積載質量	750kg／11人乗	同左
定格速度	45m／min	同左
制御方式	インバータ制御方式	同左
運転方式	乗合全自動方式	同左
停止階	3箇所（1～3階）	同左
かご内法	間口 1400mm 奥行 1350mm	同左
出入口寸法	幅 800mm 高さ 2100mm	同左
電動機	AC 5.5kW	AC 3.7kW
動力用電源	AC 3φ 220V 60Hz	同左
照明用電源	AC 1φ 100V 60Hz	同左

工 事 項 目						
工事区分	工事箇所	工事内容	形式	改修	新規	
1	機器改修	機 械 室	① 巻上機取替（戸開走行保護装置内蔵）	メーカー標準品	●	
			② 制御盤取替	メーカー標準品	●	
			③ 絶縁トランス取付	メーカー標準品		●
		昇 降 路	④ 主ロープ取替	メーカー標準品	●	
			⑤ 制御ケーブル取替	メーカー標準品	●	
			⑥ ロングエプロン取替	メーカー標準品	●	
		か ご	⑦ 着床装置・誘導板取替	メーカー標準品	●	
			⑧ 器具ボックス取替	メーカー標準品	●	
			⑨ ドアモーター取替	メーカー標準品	●	
			⑩ 非常放送用スピーカー付（既設流用）	メーカー標準品	●	
			⑪ 一般用操作盤取替（カバー：SUS）	メーカー標準品	●	
			⑫ かご位置表示器取替（液晶表示、一般用操作盤内に組込）	メーカー標準品	●	
			⑬ 多光軸赤外線ドアセンサー取替	メーカー標準品		●
			⑭ 戸閉時LED点滅機能付セフティシュー取付	メーカー標準品		●
		車いす用	⑮ 車いす用操作盤（主・副共）取替（カバー：SUS）	メーカー標準品	●	
2	意匠改修	か ご 室	① 前側板取替（SUS）	メーカー標準品	●	
			② 前側板目地取替（アルミ製）	メーカー標準品	●	
			③ 天枠取替（SUS）	メーカー標準品	●	
			④ 幅木取替（SUS）	メーカー標準品	●	
			⑤ 敷居取替（SUS）	メーカー標準品	●	
			⑥ かご内現地化粧シート貼（かご戸、側板、天井）	メーカー標準品	●	
			⑦ かご内現地床シート材貼替	メーカー標準品	●	
			⑧ かご内床保護マット取付	メーカー標準品	●	
		車いす用	⑨ 車いす用操作盤（主・副共）取替部側板取替（銅板：現地化粧シート貼）	メーカー標準品	●	
		乗 場	⑩ かご内手摺取替（SUSパイプ、2方向）	メーカー標準品	●	
			⑪ かご内鏡取替（SUS）	メーカー標準品	●	
			⑫ 全階乗場インジケータ取替（カバー：SUS、ボックス流用）	メーカー標準品	●	
			⑬ 1階乗場インジケータカバーに運転休止スイッチ組込	メーカー標準品	●	
		車いす用	⑭ 全階車いす用乗場ボタン取替（カバー：SUS、ボックス流用）	メーカー標準品	●	
3	地震時管制運転装置（リスタート機能付）	機 械 室	① S波地震感知器取替	メーカー標準品	●	
		昇 降 路	② P波地震感知器取付	メーカー標準品		●
		か ご 室	③ かご内表示灯（かご位置表示器に組込）	メーカー標準品	●	
		事 務 室	④ 管制スイッチボックス取替（カバー：SUS、ボックス流用）	メーカー標準品	●	
4	停電時自動着床装置	機 械 室	① 停電時自動着床装置取付	メーカー標準品		●
		か ご 室	② かご内表示灯（かご位置表示器に組込）	メーカー標準品	●	
5	火災時管制運転装置	機 械 室	① 制御盤に火災管制運転回路組込	メーカー標準品		●
		か ご 室	② かご内表示灯（かご位置表示器に組込）	メーカー標準品	●	
6	音声合成案内装置	か ご	① 器具ボックスに回路組込	メーカー標準品	●	
		か ご 室	② スピーカー取付（かご位置表示器部に組込）	メーカー標準品	●	
7	インターホン		① インターホン取替	メーカー標準品	●	
8	耐震対策（2014耐震、A14）	機 械 室	① 巻上機移動防止	メーカー標準品		●
		昇 降 路	② つり合いおもり組品取替 かご・つり合いおもりの耐震対策	メーカー標準品	●	
9	既設品流用機器	機械室関係	マシンビーム・調速機	既設のまま		
		かご関係	かご枠・かご室・かご戸・かご天井・かご側板・かご床・非常止め・戸開閉装置			
		乗場関係	三方枠・乗場戸・乗場敷居・インジケータボックス・車いす用ホールボタンボックス 乗場ドアレール・注意銘板			
		昇降路関係	レール・緩衝器			

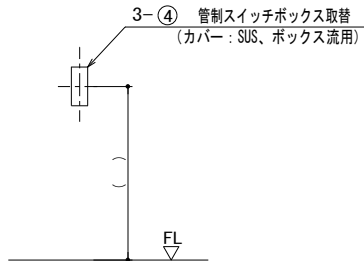
エレベーター除外工事		
電気工事	火災報知設備～機械室制御盤	① 火災報知信号無電圧 a 接点支給及び配管配線（印加電圧 DC24V 接点容量 1A）



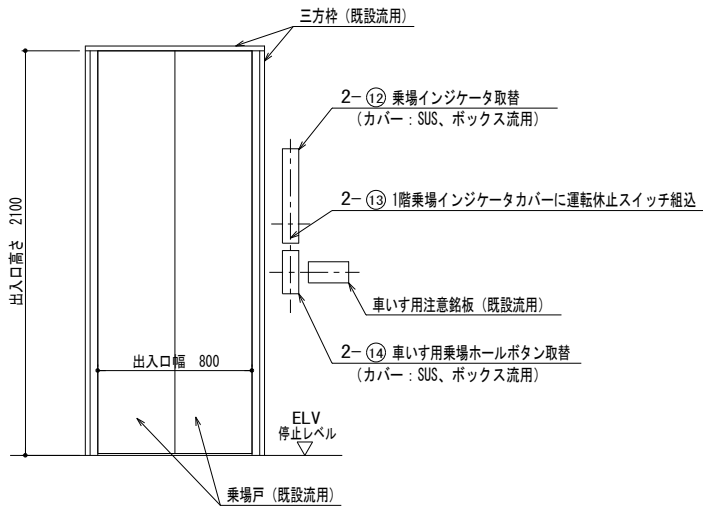
御注文先	三原市殿	御承認		記事	中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082) (255) 5501-8	1級建築士事務所 登録23(1)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二	1級建築士登録 第 262345 号 坂本 薫	校閲		工事名称		中央公民館長寿命化改修工事 (その1) (EV設備工事)	図面番号	EV-02	
								設計		設計年月日	2025. 03	図面名称	昇降路平面図 機械室平面図	縮尺	1/20



昇降路断面図 (1:50)

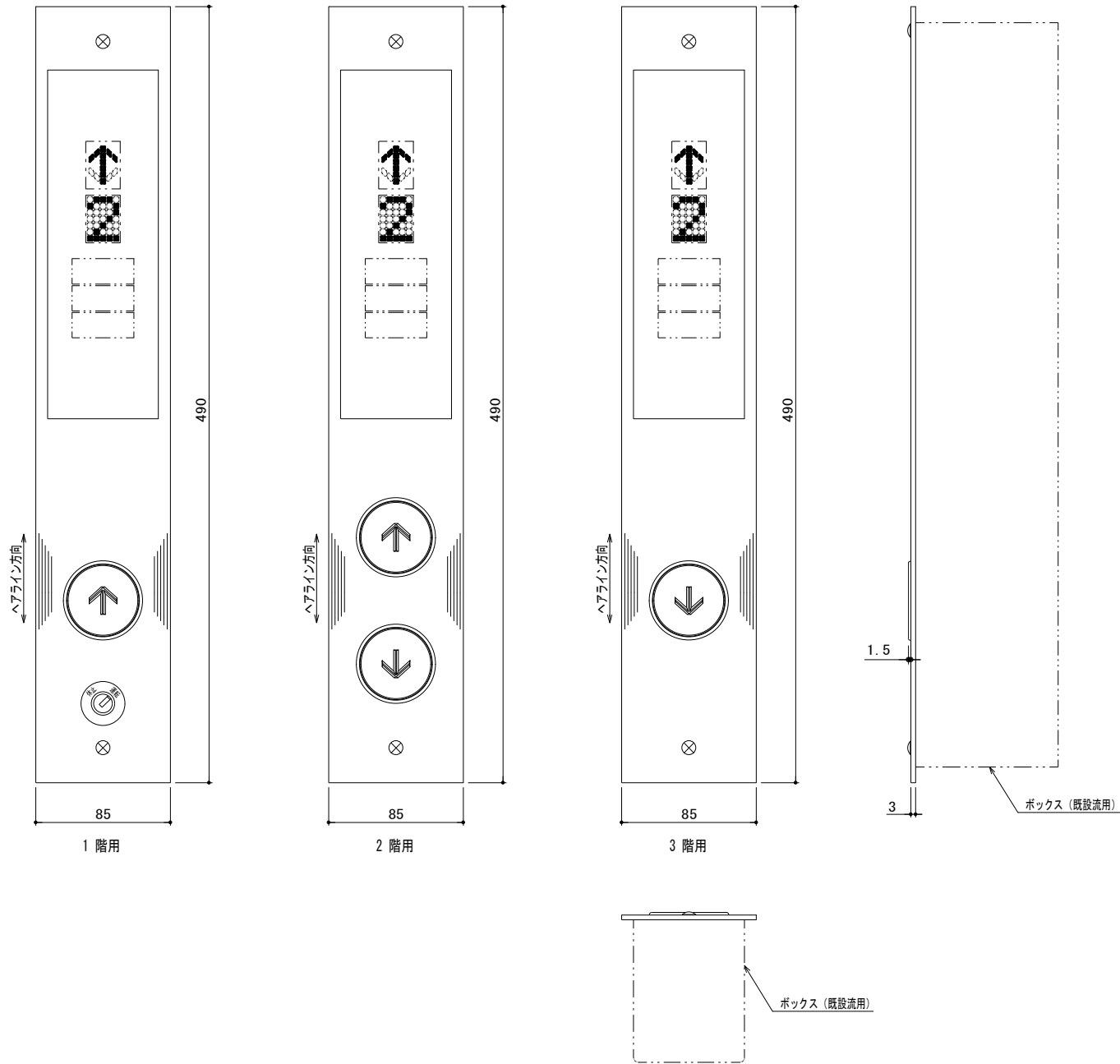


地震管制スイッチボックス意匠 (1:20)

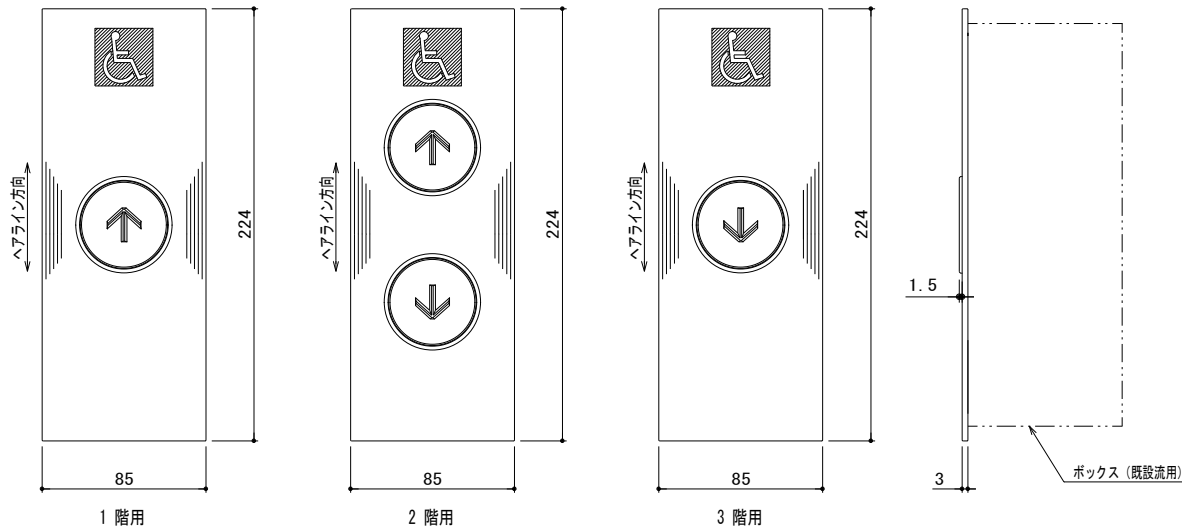


出入口正面図 (1:20)

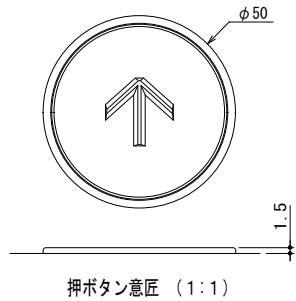
御注文先	三原市殿	御承認	記事	月 日	 中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082) (255) 5501-8	1級建築士事務所 登録23(1)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二	1級建築士登録 第 262345 号 坂本 薫	校閲		工事名称 中央公民館長寿命化改修工事（その1）（EV設備工事）	図面番号 EV-03
				設計					図面名称 昇降路断面図 出入口正面図		
				設計年月日 2025. 03							



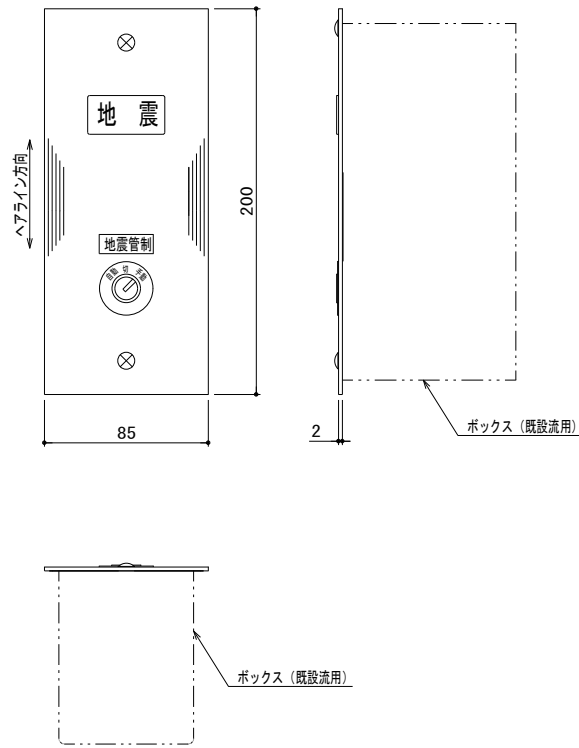
品名	仕 様
押しボタン	ボタン部は白色。枠はライトグレープラスチック製、矢印はダークグレー 凸文字、周囲はオレンジ色点灯表示（発光ダイオード）
カバー	ステンレスヘアライン仕上 3T
表示部	スモーク調プラスチック製
運転方向灯 位置表示灯	矢印、文字共、サンセットオレンジ色点灯表示（発光ダイオード）
キースイッチ	キースイッチはクロームメッキ仕上 銘板はグレー調プラスチック製 貼付銘板 文字は白色
文字書体	和文字は新ゴシックⅡ 英数字はフルティガー・65ボールド



車いす用ホールボタン意匠図（１：２）

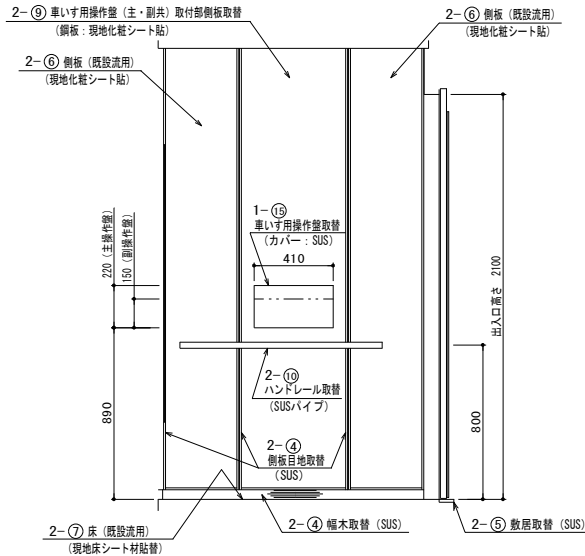


品名	車いす用ホールボタン 仕様
押しボタン	ボタン部は白色。枠はライトグレープラスチック製、矢印はダークグレー 凸文字、周囲はオレンジ色点灯表示（発光ダイオード）
カバー	ステンレスヘアライン3T
車いすマーク	マークは白色、地はブルー色（貼付銘板）

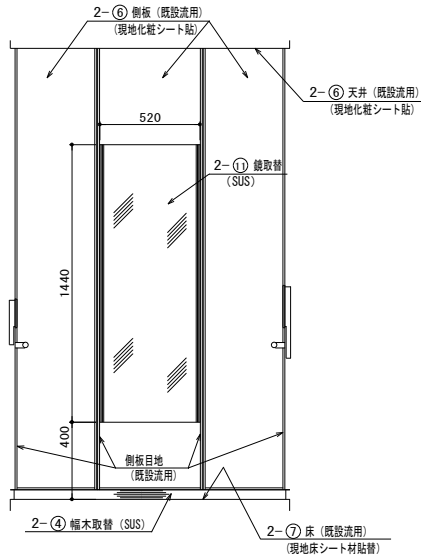


地震管制スイッチボックス意匠図（１：２）

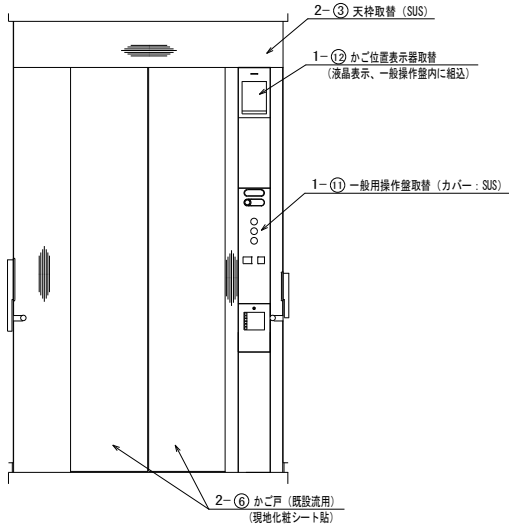
品名	管制スイッチボックス 仕様
カバー	ステンレスヘアライン仕上 2T
キースイッチ	キースイッチはクロームメッキ仕上 銘板はグレー調プラスチック製 文字は白色（貼付銘板）



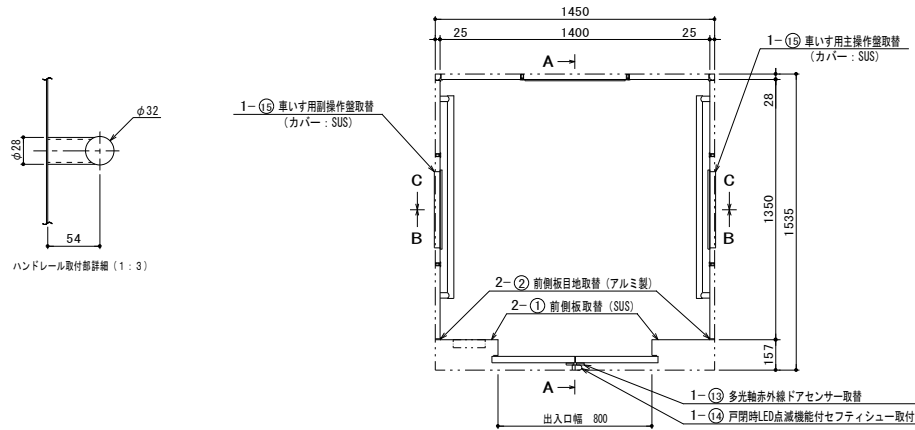
断 面 AA



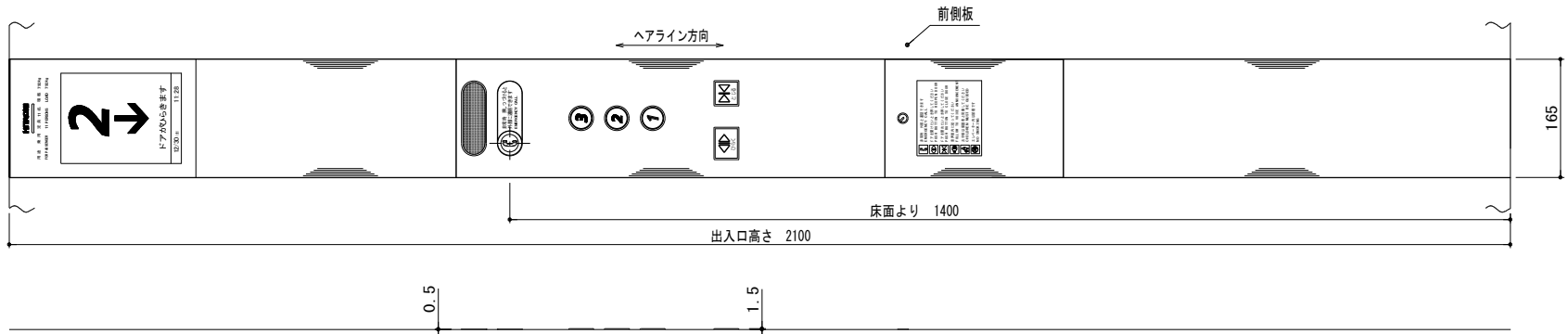
断 面 BB



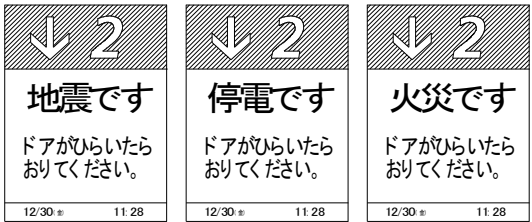
断 面 CC



仕 様	
前 側 板	取替：ステンレスヘアライン仕上
天 枠	取替：ステンレスヘアライン仕上
戸	既設流用：現地化粧シート貼
側 板	既設流用：現地化粧シート貼 但し、車いす用操作盤（主・副共）取付部側板取替（鋼板：化粧シート貼）
前 側 板 目 地	取替：アルミ製
側 板 目 地	既設流用
天 井	既設流用：現地化粧シート貼
天 井 照 明	既設流用
幅 木	取替：ステンレスヘアライン仕上
床	既設流用：現地床シート材貼替
敷 居	取替：ステンレス製
手 置	取替：ステンレスパイプ
鏡	取替：ステンレス鏡面（面鏡ヘアライン仕上）
一 般 用 操 作 盤	取替：カバー：ステンレスヘアライン仕上
車いす用操作盤（主・副）	取替：カバー：ステンレスヘアライン仕上
位 置 表 示 器	取替：液晶表示、一般用主操作盤縁込
光 電 装 置	新製：多光軸赤外線ドアセンサー取付
セフティシュー	新製：戸閉時LED点滅機能付セフティシュー取付
付 属 品	床保護マット

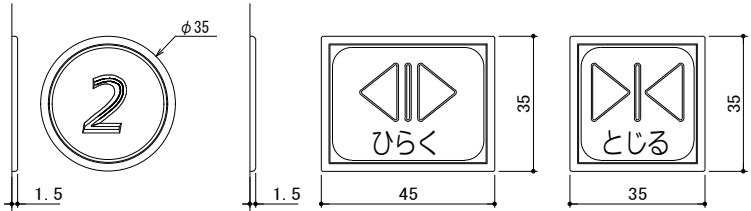


用途銘板及び表示部詳細図（１：３）

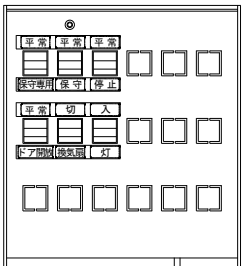


地震の場合 停電の場合 火災の場合

カーポジションインジケータ表示パターン（１：３）



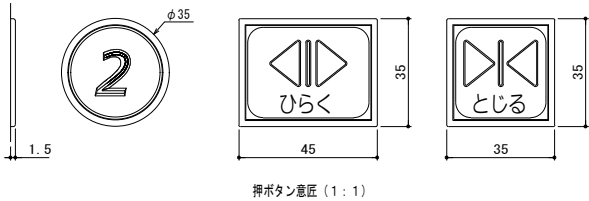
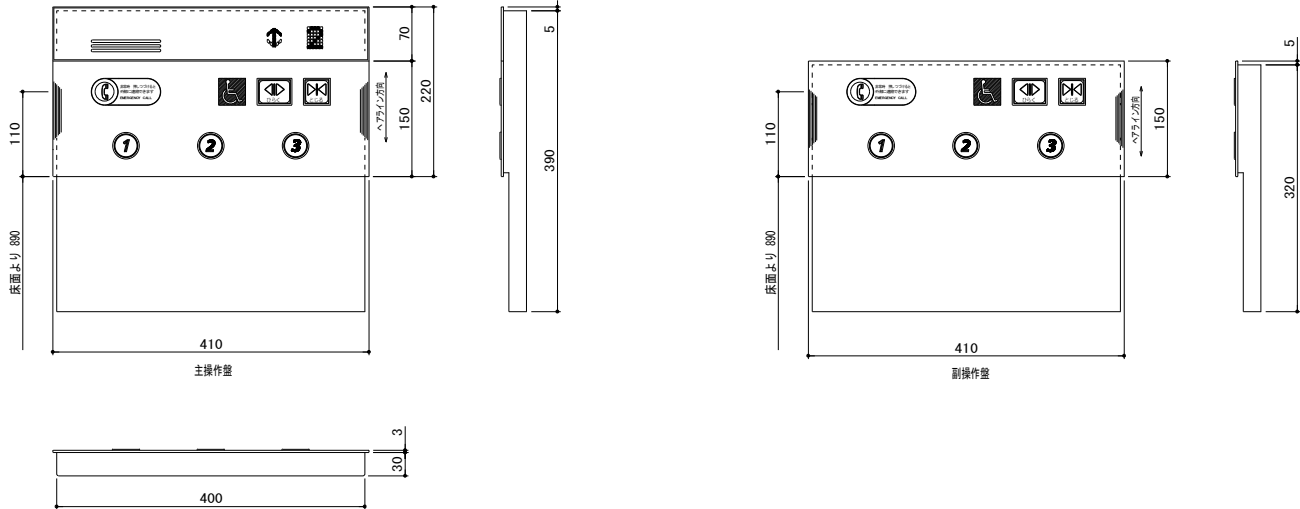
押ボタン意匠（１：１）



下部スイッチボックス内（１：２）

品名	カーポジションインジケータ 仕様
表面パネル	無色透明プラスチック製、裏面より黒色印刷 表示部は無色透明
表示部	8.4インチ IPS液晶モニター
用途文字	裏面より白色印刷
文字書体	和文字は新ゴシックM 英数字はフルティガー・65ボールド

品名	操作盤 仕様
連絡装置	インターホン子機内蔵（相互同時通話方式） 音抜穴部はシルバー調メッシュシート
非常呼 ボタン	ボタン部は黄色プラスチック製、 マークはダークグレー 凸文字、 マーク周囲はオレンジ色点灯表示（発光ダイオード） 使用説明銘板はシルバー調プラスチック製、 文字は白色（貼付銘板）
ドア開閉 ボタン	ボタン部は白色、枠はライトグレープラスチック製、 「< >」マーク・「ひらく」は緑色 凸文字、 「> <」マーク・「とじる」はダークグレー 凸文字 マーク周囲はオレンジ色点灯表示（発光ダイオード）
行先階 ボタン	ボタン部は白色、枠はライトグレープラスチック製、 文字はダークグレー 凸文字 周囲はオレンジ色点灯表示（発光ダイオード）
注意銘板	無色透明フィルム 文字・マークは白色（貼付銘板）
カバー	ステンレスヘアライン仕上
ボタン 銘板書体	「ひらく」「とじる」：ナールD 階床：フルーティガー・ボールド・イタリック
文字書体	和文字は新ゴシックM 英数字はフルーティガー・65ボールド



押ボタン意匠（1：1）

品名	仕 様
連絡装置	インターホン子機内蔵、相互同時通話方式
非常呼 ボタン	ボタン部は黄色プラスチック製 マークはダークグレー 凸文字 マーク周囲オレンジ色点灯表示（発光ダイオード） 使用説明銘板はシルバー調プラスチック製、 文字は白色 貼付銘板
ドア開閉 ボタン	ボタン部は白色、枠はライトグレープラスチック製、 「< >」マーク・「ひらく」は緑色 凸文字、 「D×J」マーク・「とじる」はダークグレー 凸文字、 マーク周囲オレンジ色点灯表示（発光ダイオード）
行先階 ボタン	ボタン部は白色、枠はライトグレープラスチック製、 文字はダークグレー 凸文字、 周囲はオレンジ色点灯表示（発光ダイオード）
カバー	ボタン部はステンレスヘアライン仕上 3T 表示部は黒色プラスチック製
表示部	スモーク調プラスチック製、 裏面より黒色印刷
運転方向灯 位置表示灯	矢印、文字共、サンセットオレンジ色点灯表示 （発光ダイオード）
車いすマーク	マークは白色、地はブルー色 貼付銘板
ボタン 銘板書体	「ひらく」「とじる」：ナール0 階床：フルーティガー・ボールド・イタリック
文字書体	和文字は新ゴシックⅡ 英数字はフルーティガー・65ボールド

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

工事種別内訳

[illegible]

建築工事 種目別内訳

3

[illegible]

建築工事 科目別内訳

EV改修

[illegible]

[illegible]

共通仮設費〔公共建築工事共通費積算基準(令和6年改定)〕

[illegible]

現場管理費〔公共建築工事共通費積算基準(令和6年改定)〕

8

[illegible]

一般管理費等 [公共建築工事共通費積算基準(令和6年改定)]

[illegible]

共通仮設費(積上) 明細

10

[illegible]

現場管理費(積上) 明細

11

[illegible]